

人と自然が織りなす、輝くま



阿見町

Ami Town

▶ホームへ

暮らし・手続き

子ども・教育

健康・福祉

観光・歴史

事業者・産業

町政情報

検索

各課の窓口
問合せ現在位置 [ホーム](#) > [暮らし・手続き](#) > [ペット・生き物](#) > [犬・猫・ペット](#)

あしあと

ワン・ニャンと共に

[初版公開日:2021年09月03日] [更新日:2021年9月3日] ID:681

ソーシャルサイトへのリンクは別ウィンドウで開きます

シェア

ツイート

お知らせ

- [飼い犬と飼い猫のための不妊・去勢手術の補助制度があります](#)
- [犬の保護情報](#)
- [犬と猫の里親を探しています](#)

犬を飼うときに守ること

- 常に係留し、放し飼いはやめましょう。散歩のときもリードにつなぎましょう
- 登録を行い、鑑札を装着しましょう
- 狂犬病予防注射を毎年行い、注射済票を装着しましょう
- みだりに繁殖することを防ぐため、必要に応じ不妊・去勢手術を受けさせましょう
- 他人の迷惑にならないよう、適切なしつけを行いましょ
- かみつきを予防するため、適切な予防策をとりましょ
- ふん尿その他の汚物・汚水を適切に処理し、飼養施設内外の清潔を保ちましょ

猫を飼うときに守ること

- 交通事故や近隣の迷惑を防ぐため、屋内で飼いましょ
- 行方不明になったとき簡単に捜せるよう、名札やマイクロチップを装着しましょ
- みだりに繁殖することを防ぐため、必要に応じ不妊・去勢手術を受けさせましょ

飼い主の責務

- ふん尿や鳴き声、においなど、飼っている動物に起因する問題に責任があることを自覚しましょ
- 飼っている動物に関係する法令を守りましょ
- 動物の生態、習性および生理を理解し、適切な飼養を行うとともに、他人への加害を防止しましょ
- 近隣住民の理解を得られるよう、周辺の環境に配慮した飼い方をしましょ
- 終生飼養に努め、やむを得ず飼えなくなったときは、適正に飼養できる新たな飼い主を探しましょ
- 飼っている動物が行方不明になったときは、飼い主の責任で捜索し収容しましょ

飼い主になろうとするとき

- 飼い主としての責任を果たせるよう、動物の本能、習性などを理解し、飼うことの目的や環境などに適した動物を選びましょ

子犬・子猫を捨てないで！

動物を捨てることは犯罪です。絶対にやめましょう。

- 保護された動物は、ほとんどの場合、茨城県動物指導センターに引き渡され、殺処分されます。ペットは最後まで面倒を見ましょう
- 犬・猫などのペットを捨てた場合は、100万円以下の罰金に処せられることがあります

外にいる猫に無責任な餌やりはやめましょう

- 「かわいそう」という理由で、餌だけを与える飼い方は、ノラ猫を増やすことになり、結果として「かわいそうな猫」を増やすこととなります

さくらねこ

阿見町では公益財団法人どうぶつ基金が不妊手術・ワクチン・ノミ駆除薬の費用を全額負担する「さくらねこ無料不妊手術事業」に参加し、地域猫活動を行うボランティア団体等と連携してTNR事業を行います。

「さくらねこ無料不妊手術事業」とは、飼い主のいない猫に対し「さくらねこTNR（Trap/捕獲し、Neuter/不妊去勢手術を行い、Return/元の場所に戻す、その印として耳先をさくらの花びらのようにV字カットする）」を実施することで、繁殖を防止し、「地域の猫」「さくらねこ」として一代限りの命を全うさせ、飼い主のいない猫に関する苦情や、殺処分の減少に寄与する活動です。

リンク先：[公益財団法人どうぶつ基金](#)

犬・猫の引き取りは、茨城県動物指導センターへ（有料）

茨城県動物指導センターによる犬・猫の引き取りは有料となっています（[下表参照](#)）。

犬・猫の引き取り日、場所、時間などは、同施設に電話で問い合わせてください。

- 飼い主のいない不幸な子犬・子猫を産ませないように、飼っている犬・猫には避妊・去勢などの手術を受けさせましょう。避妊・去勢などの手術は、最寄りの動物病院にご相談ください
- 犬・猫などのペットは、終生飼育することが原則です。やむを得ず飼えなくなった場合には、自らの責任で新しい飼い主を探してください。どうしても新しい飼い主が見つからない場合に限り、県動物指導センターで引き取ります

犬・猫の引き取り手数料

種別	引き取り手数料	納入方法
生後91日以上の子犬・子猫	1頭（匹）につき4,000円	引き取り時に現金で納入する
生後91日未満の子犬・子猫	1頭（匹）につき1,000円	引き取り時に現金で納入する

問い合わせ 茨城県動物指導センター 電話 0296-72-1200

茨城県動物指導センターの保護・譲渡の情報

[茨城県動物指導センターホームページ 公示について（迷い犬・猫情報）](#)（別ウインドウで開く）

[茨城県動物指導センターホームページ 譲渡詳細情報（犬・猫譲渡情報）](#)（別ウインドウで開く）

ペットが死亡したとき

ペットが死亡した場合は、飼い主の責任で処理してください。

- ペット霊園に依頼する
- 自己所有地に埋葬する
- 霞クリーンセンターに直接持ち込む

※自己所有地に埋葬するときの注意事項

- 衛生上、できるだけ深く掘り、臭気の発生や動物に掘り起こされることを防ぐ（1メートル以上が望ましい）
- 敷地境界に近い場合、井戸の近くには埋めない

※霞クリーンセンターに直接持ち込む場合

- 町にはペット専用の火葬施設はなく、ごみと一緒に焼却することになりますのでご了承ください
- 持ち込むときは、新聞紙等で中が見えないようにしてください

※その他

- 飼い犬の場合は登録抹消の手続きが必要となりますので、生活環境課までご連絡ください
- 道路上の飼い主不明の動物死体処理は町で行います。発見した場合は廃棄物対策課までご連絡ください。なお、個人所有の土地にある場合は、処理できませんのでご了承ください

生活環境課 電話 029-888-1111 内線252

霞クリーンセンター・廃棄物対策課 電話 029-889-0091

ご意見をお聞かせください

このページは役に立ちましたか？

役に立った どちらともいえない 役に立たなかった

このページは見つけやすかったですか？

見つけやすかった どちらともいえない 見つけにくかった

確認

お問い合わせ

阿見町役場町民生活部生活環境課

電話：029-888-1111

ファクス：029-887-9560

電話番号のかけ間違いにご注意ください！

[お問い合わせフォーム](#)

[このページをチェックする](#)

[編集](#)

現在登録されていません。

[ページの先頭へ戻る](#)

[ホームページ運営方針](#) / [交通案内](#) / [令和5年度阿見町組織機構図](#) /

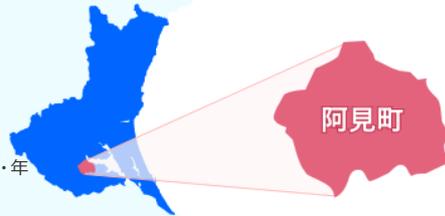


〒300-0392 茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目1番1号

電話：029-888-1111

ファクス：029-887-9560

開庁時間 午前8時30分から午後5時15分（土日・祝日・年末・年始を除く）



Copyright (c) Town of Ami All rights reserved